

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区西新井五丁目35番13号

氏名 株式会社 やまたけ

代表取締役 山口 章

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ **第14条第6項** の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 橋本 昌



許可の年月日 平成28年12月26日

許可の有効年月日 平成33年12月25日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

切断：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず（金属くずに付着するものに限る。）、木くず、繊維くず（金属くずに付着するものに限る。）、ゴムくず（金属くずに付着するものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上8種類

破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上6種類

圧縮：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず（金属くずに付着するものに限る。）、木くず、繊維くず（金属くずに付着するものに限る。）、ゴムくず（金属くずに付着するものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上7種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）
別記1のとおり。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成2年11月16日	新規許可	平成16年7月1日	変更許可
平成9年7月8日	変更届（住所の変更）	平成18年12月26日	更新許可
平成12年10月24日	変更許可	平成22年3月12日	変更許可（品目の追加）
平成13年12月26日	更新許可	平成24年2月13日	更新許可
平成14年1月10日	変更届	平成28年12月26日	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地，処理施設及び保管施設の概要

茨城県かすみがうら市加茂字原久保 5 3 0 3 番地 6 外 3 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断施設	160 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず（金属くずに付着するものに限る。）、木くず、繊維くず（金属くずに付着するものに限る。）、ゴムくず（金属くずに付着するものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 8 種類	平成 12 年 9 月 26 日 — —
破碎施設	200 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 3 種類	平成 2 年 6 月 19 日 — —
	166 t / 日 (8 時間)	紙くず、木くず、繊維くず 以上 3 種類	平成 18 年 12 月 11 日 平成 18 年 1 月 24 日 1-1-0138
圧縮施設	230 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず（金属くずに付着するものに限る。）、木くず、繊維くず（金属くずに付着するものに限る。）、ゴムくず（金属くずに付着するものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 7 種類	平成 15 年 11 月 17 日 — —